

小学生以下のお子さまがいる会議参加者の皆さんへ



託児費用補助の御案内



子育て世帯の附属機関等への参加を後押しし、市政に多様な意見を反映させるため、市が会議出席時の託児費用をお支払いします。

利用を希望される方は、次の1～5の内容をご確認の上、女性活躍推進課までお申し込みください。

1 支援の内容

附属機関や懇談会の会議に出席する際に利用する託児費用を補助します。

<対象>

- (1) 子の年齢 0歳から小学校6年生まで
- (2) 時間 会議の開催時間と、その前後1時間
- (3) その他 申込が予算額を超えた時点で、受付を終了します。

2 利用できる施設等

法人、個人問わず、事業として託児を実施する事業者

⚠️ ただし、保育園、幼稚園、認定こども園、ファミリーサポートは除きます。

3 補助額について

- (1) 補助上限額 1回当たり5,000円（税込）
託児を利用するお子さまが1人増えるごとに、上限額を1,000円増額します。

※上限額を超えた費用は、自己負担となります。

(上限額例) 子ども1人の場合：5,000円
2人の場合：6,000円
3人の場合：7,000円

- (2) 対象外費用 食事代、おやつ代、キャンセル料
- (3) 支払方法 旭川市から託児事業者に直接支払います。
- (4) 注意事項
 - ・先に利用者ご本人が事業者に支払った場合は、払い戻しはできません。
 - ・自己負担額（上限額超過分、対象外経費）は、事業者に直接お支払いください。

4 利用の流れ

STEP 1 女性活躍推進課に連絡（25-9785）

※託児事業者に申し込む前にお電話ください。

STEP 2 託児事業者に申込

申込み時に次の1、2を託児事業者に確認し、了承を得てください。

- 1 支払いは、旭川市からの口座振替（後払い）となること。
- 2 本人負担額が発生した場合に、旭川市の支払い分と利用者の支払い分を分けて請求すること。

※1、2の両方に対応できる場合のみ、申込みできます。

STEP 3 女性活躍推進課に申請（LoGoフォーム）

会議開催の5日前までに、右の二次元コードから
(URL: <https://logoform.jp/f/oG4eZ>) 申請してください。



STEP 4 会議出席・託児利用

※本人負担額がある場合は、その部分のみ託児事業者に直接お支払いください。

STEP 5 支払い（旭川市の支払分）

5 キャンセル等

（1）託児の利用をキャンセルする場合は、託児事業者と女性活躍推進課に必ず連絡してください。なお、キャンセル料はいかなる理由であっても全額自己負担になりますので、御了承ください。

（2）託児事業者の紹介はしておりません。

《お問合せ・お申込み》

旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課

電話：25-9785（直通）

E-mail：joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp

